

1 委託業務の目的

県が昨年度実施した調査によると、世界のM I C E※の市場規模は約48兆円であり、そのうちMとI（以下、「企業M I」という。）に該当する企業ミーティングやインセンティブ旅行は、合わせて約7割を占めている。

企業M Iの一人当たりの消費額は569千円と、Cに該当する国際会議の消費額364千円の約1.5倍であり、経済波及効果も高い。

また、企業M Iの開催規模は300人以下が8割を占めており、県内に所在する会場キャパシティのボリュームゾーンにもフィットしている。

これらのことから、より効率的・効果的にインバウンドの増加や県内経済の活性化に繋がると考えられるため、県としては、これまでの国際会議の誘致に加えて、今後は企業M Iの誘致も手掛けることとしている。

そこで、県内におけるモデルコースを示し、主催者に三重県での開催をイメージしやすくしてもらい、県内への誘致に繋げるため、本業務を実施するものである。

※M I C Eとは、次のことをいう（※J N T Oのホームページより転載）

M・・・企業が目的に応じて関係者を集めて行う会議

I・・・企業が、従業員や代理店等の表彰、研修、顧客の招待等を目的で実施する旅行

C・・・国際機関・団体、学会等が主催または後援する会議

E・・・国際機関・団体、学会、民間企業等が主催または後援する展示会、見本市、イベント等

2 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3 委託業務の内容

- (1) 企業M Iモデルコースの企画・造成業務
- (2) モデルコース実証事業
- (3) パンフレット等の広報ツールの作成

4 業務実施にかかる留意事項

- (1) 企業M Iモデルコースの企画・造成業務

①県内5地域（北勢・中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州）のバランスをできる限り考慮し、県内で1泊以上の宿泊に繋がるようなコースを企業ミーティング向けとインセンティブ旅行向けにそれぞれ5コース以上、合計10コース以上造成すること。なお、企業ミーティング向けは、県内会議施設等で50名以上のミーティングの開催を前提とし、インセンティブ旅行向けについては、30

名以上の県内実施を想定した内容とすること。

- ②三重県内の観光資源や施設を活用し、特に海外からの参加者が楽しめる文化体験や食体験を取り入れたコース設計とすること。また、海外参加者のサポート体制（多言語対応など）や受入態勢（洋式トイレの整備状況、ベッド対応など）についても考慮すること。
- ③地域特性や交通アクセス、三重県への来県を前提にしたコースのイン・アウトを考慮したコース設計とすること。
- ④必要に応じて、他地域・自治体ですでに作成しているコース等を参考にすること（例：島根県MICE等団体旅行企画&素材集）。

（2）モデルコース実証事業

- ①受託後において、造成したコースの内、企業ミーティング向け及びインセンティブ旅行向けそれぞれ1つのコースにおいて、三重県やその近郊で企業ミーティングやインセンティブ旅行を開催する可能性が高いMICE主催者をリストアップし、三重県と協議のうえ、トライツアーを実施すること（招請数は各コース10名程度とする）。
- ②トライツアー中、受託者は参加者から適宜意見を聴取するとともに、トライツアー実施後に参加者に対してアンケートを実施し、問題点や改善点の把握に努め、可能な限りモデルコースへ反映すること。また、参加者の意見感想等を取りまとめて三重県に提出すること。

なお、アンケート項目・内容は事前に三重県と協議して決定するものとする。

（3）パンフレット等の広報ツールの作成

- ①商談会等でのセールス時に活用できるパンフレットを日本語版400部と英語版100部作成すること。
- ②パンフレットには、二次元バーコードを活用するなど工夫するとともに、持ち運びしやすい形状で、各コースの行程や特色等を記載すること。
- ③実証事業の実施で得られた問題点や改善点を反映すること。
- ④県のMICEホームページ掲載用に、各コースの日本語および英語の紹介シートを作成すること。

5 成果物

（1）完成したモデルコースプロモーション用資料

- ①パンフレット500部（日本語版400部、英語版100部）
パンフレットPDFファイル（日本語、英語）、
- ②各コースの詳細を記載したシート（ワード、エクセル等）とPDFファイル
（日本語、英語）

（2）モデルコース実証事業結果報告書

- ・人数、日程、実施したコース内容、参加者から得られた意見、感想、その他特筆すべき事項

6 委託業務実績報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、成果物を添付して、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

詳細は、受託後に打ち合わせのうえ決定することとする。

【提出期限】

履行期限である令和8年1月30日（金）までに提出

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。

8 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認通知の発出後に行うこととする。

9 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

10 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」とい

う。)及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

(8) 障がい理由とする差別の解消と推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

1 1 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県観光部海外誘客課 MICE・高付加価値観光班

Tel : 059-224-2974 FAX : 059-224-2801 E-mail : inbound@pref.mie.lg.jp

担当 : 橋爪